

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和8年6月12日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 スーパーセンタートライアル愛知川店 愛知郡愛荘町長野字円城寺198番
ほか

2 意見の概要

愛荘町からの意見

やすらぎを覚える愛荘町の環境保全条例（平成24年9月4日愛荘町条例第25号）の第9条の規定により、良好な生活環境を保全するため、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 廃棄物を適正に処理し、不法投棄や違法な焼却をしないこと。
- (2) 所有または管理する土地を適正に管理すること。
- (3) 動物販売業者は、購入者に対し飼養上のマナーについて十分な説明を行うこと。
- (4) 所有または管理する自転車を適正に管理し、違法駐輪、迷惑駐輪、放置等をしないこと。
- (5) 事業所、建設作業場等での環境配慮を推進し、騒音、振動等の規制基準を遵守し、公害を防止すること。
- (6) 浄化施設を適正に管理し、水質汚濁物質の流出を防止すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、生活環境を保全するために必要と認めること。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1

愛荘町商工観光課 滋賀県愛知郡愛荘町愛知川72番地

(2) 縦覧期間 令和8年6月12日から令和8年7月13日まで